

## 新 旧 対 照 表

地方独立行政法人茨城県西部医療機構 中期計画の変更

変 更 前	変 更 後
<p>○地方独立行政法人茨城県西部医療機構 中期計画</p> <p>前文 (略)</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 8 _____重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (略)</p> <p>第 9 (略)</p> <p>第 10 料金に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>「第 10 料金に関する事項」に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>第 11 (略)</p>	<p>○地方独立行政法人茨城県西部医療機構 中期計画</p> <p>前文 (略)</p> <p>第 1 ～ 第 7 (略)</p> <p>第 8 <u>出資等に係る不要財産の処分に関する計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法人の有する財産のうち不要財産となることが見込まれる土地及び建物について、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項の規定により、2022 (令和 4) 年度以降、市に現物納付する。</u></li> </ul> <p>第 9 <u>前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</u> (略)</p> <p>第 10 (略)</p> <p>第 11 料金に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>「第 11 料金に関する事項」に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>第 12 (略)</p>